エコマーク ニュース

Eco Mark News

エコマークは(財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からの商品認定審査料でまかなわれています。「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

2008.10.15 No.76

エコマーク事務局 新事務局長就任ご挨拶

齊藤前事務局長の後任として８月に着任した山村尊房と申します。今年の１月に生じたいわゆる環境偽装問題の発生当時、私は別の分野で仕事をしていましたが、その問題処理にはたいへん関心を持っていました。図らずも、その役目を自ら荷なうこととなり、気を引き締めて取り組んでいるところです。

これまで約20年にわたるエコマーク普及活動の結果、エコマーク商品を使うことが環境にやさしい暮しに直結することは、子供からお年寄りまでよく知られています。エコマークという表示を確認することで、生活の中で環境との関わりを意識し、少しでも環境にやさしい生活方法を選択していけることは素晴らしいことです。

市民一人ひとりが地球の未来を考えていかなければならない今日、エコマークの役割は一層重要であり、その仕事を預かるエコマーク事務局としての責任の重さを痛感しています。どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

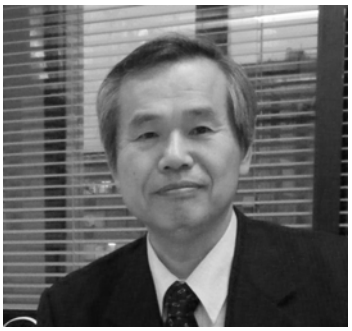

山村 尊房（やまむら そんぼう）
京大（工）卒、東大（工）院修了。厚生省入省。関西水道事業研究会の立ち上げ指導など水道関係業務通算20年、地球温暖化の環境庁初代担当官を務めるなど環境関係業務通算12年（これらのうち、WHO、JICA、国連大学など国際関係業務通算18年）

目 次 ・CONTENTS

認定基準に関するお知らせ

■認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付 …… 2
■認定基準の改定 …… 3

委員会報告

■エコマーク運営委員会（第21回） …… 4
■エコマーク類型・基準制定委員会（第54回） …… 4

お知らせ

■2008年度に取り組む新規商品類型の選定結果について …… 4
■新規商品類型の提案、認定基準の見直しに関する意見募集について …… 4

商品類型まめ知識

■エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1」～分類A.革製かばん～ …… 6

新 認定商品のご紹介

■大手百貨店がエコマーク認定の「革製かばん」の販売を開始 …… 7

トピックス

■環境偽装再発防止対策に関するアンケート結果について …… 8

認定基準に関するお知らせ（第54回エコマーク類型・基準制定委員会決定事項）

認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付

第54回エコマーク類型・基準制定委員会にて、以下の認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付を行うことが承認されましたので、お知らせいたします。

類型番号	商品類型名	公表期間
新規	靴・履物 Version1.0	2008.8.25～2008.10.23
138	建築製品（材料系の資材）Version1.3（適用範囲の拡大） 追加対象：C-1 左官材	2008.8.25～2008.10.23

―認定基準案のポイント―

■新規商品類型「靴・履物 Version1.0」

〈商品類型設定の背景〉

日常生活の中で身近に使用されている製品である「靴・履物」は、これまでもエコマーク商品類型No.128「日用品Version1」の適用範囲に含まれていましたが、評価項目として再生材料の使用に重点が置かれており、また、皮革の環境負荷を評価する基準が整備されていなかったことから、素材として最も多く用いられる革製の靴は、その対象外となっていました。また、ファッション性、趣向性、履き心地、強度が重視される靴・履物では、エコマークがあまり普及していないのが現状です。

そこで、エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1」において、新たに皮革の素材としての環境負荷を評価する認定基準を整備し、皮革素材についても評価できるようになったことから、これまでエコマークの対象外となっていた革製の靴・履物も対象として取り上げ、再生材料以外の環境配慮についても考慮した商品類型「靴・履物Version1.0」の認定基準案を策定、公表しています。

本認定基準案では、靴・履物の特性を考慮し、製品の環境負荷を低減させるためには製品の長期使用を促す基準が必要と考え、製品の強度、修理体制の整備、手入れを促す情報提供などの項目を盛り込みました。

〈適用範囲について〉

靴・履物には、日常的に使用される革靴やスニーカーをはじめ、特定用途の作業靴やスポーツ専用靴、サンダルや草履など多様な製品があり、それぞれ形状や構造、機能、素材などが異なるため、それらの特性を考慮し、3つの分類に分けて認定基準案を定めました。

「日本標準商品分類」に基づく「履物（革靴、ゴム製履物、プラスチック製履物、スポーツ専用靴、和風履物、家庭用スリッパなど）」

（分類）

分類A：「革製靴」

分類B：「ゴム製・プラスチック製・繊維製靴」

分類C：「その他の履物（和風履物、スリッパ、サンダル等）」

※本商品類型の新設に伴い、これまで商品類型No.128「日用品Version1」の適用範囲としていた履物（ゴム製履物、プラスチック製履物、スポーツ専用靴、和風履物、家庭用スリッパ、その他の履物）についても、今後は本商品類型の適用範囲として扱います。

■商品類型No.138「建築製品（材料系の資材）Version1.3」（適用範囲の拡大） 追加対象：C-1 左官材

〈商品類型設定の背景〉

商品類型No.123、137、138および139「建築製品」は、従来のエコマーク商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」を、機能面での評価を強化するなど総合的に見直しました。今回の左官材は、その対象の追加案として公表しています。

〈適用範囲について〉

・日本建築学会建築工事標準仕様書JASS15（左官工事）の既調合材料に相当する左官材料（既調合軽量セメントモルタル、その他の既調合セメントモルタル、カラーセメント、かき落としリシン材、既調合プラスター類、セルフレベリング材など）

・日本建築学会建築工事標準仕様書JASS15（左官工事）に規定する左官用軽量発泡骨材
・日本建築学会建築工事標準仕様書JASS23（吹付け工事）に規定するロックウール吹付け材

※エコマーク商品類型No.126「塗料Version2」において対象とされているJIS A 6909、JIS A 6916、商品類型No.131「土木製品Version1」において対象とされている骨材、セメント、混和材などは本商品類型の対象外とします。

▶認定基準案、パブリックコメントの受付については〈http://www.ecomark.jp/nintei2.html〉をご覧下さい。

認定基準の改定

第54回エコマーク類型・基準制定委員会にて、以下の認定基準の軽微な改定が承認されましたのでお知らせいたします。

認定基準の軽微な改定（Versionは改定前のもの）　　改定日：2008年8月21日

類型番号	商品類型名	改定のポイント
102	印刷インキ Version 2.2	①製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者名の明記 ②配合の管理・確認方法の記載
118	プラスチック製品 Version 2.3	①有害物質に関する基準（重金属試験関係）についての対象を明記 ②食品衛生法（2008年3月31日改定）に基づく内容に改定
119	パーソナルコンピュータ Version 2.3	日本・中国・韓国の環境ラベル間の、パソコン基準における部分相互認証の仕組み活用のため、中国・韓国での環境ラベルの認定商品がエコマークを申請する際、他国の環境ラベルの認定をもってエコマーク事務局への証明書に代えることができるという項目を明確化。
121	リターナブル容器・包装資材 Version 2.0	容器本体への材質表示について、リサイクル業者等に材質等の詳細を明記した書類を提出するなど同等の取り組みを、基準適合として扱えるよう改定。
123	建築製品（内装工事関係用資材）Version2.4 （C-1ボード、C-5吸音材料・防音防振マット）	廃止となったJIS A 5451を削除、旧基準の「その他建材」での認定品の移行先として、「その他ボード関連資材」を適用範囲に追加。 製品に使用する塗料に含まれる防腐剤、防カビ剤についての除外規定を明記、など。
131	土木製品 Version 1.10	金属部品の使用が考えられる対象の製品について、重金属の溶出については適用除外とし、含有については他の試験方法による代替方法をとることとする。スラグ類を再生材料の対象としているものについては、JISK 0058-1、JISK0058-2による試験方法を追記。
132	トナーカートリッジ Version 1.4	トナーカートリッジを使用する複写機やプリンタの認定基準との整合。
140	詰め替え容器・省資源型の容器 Version 1.1	「A. 詰め替え容器」について、内容物の性状（液体・粒体・粉体）の違いを考慮して、同等に評価できるよう基準を改定。
142	インクカートリッジ Version1.0	写真専用プリンタに対応する製品について、JBMS-77およびJBMS-78「カラーインクジェットプリンタ及びその複合機器のフォト画像用インクカートリッジ寿命測定方法」を用いるよう、試験方法を追加。
全て	全商品類型共通（工場の環境法規等順守基準項目について）	全商品類型共通の「工場の環境法規等順守」基準項目について、認定取得時と契約期間内の環境法規および他の関連する法規を順守することを、認定要件として明確化。 詳細はhttp://www.ecomark.jp/pdf/kaitei080821_kankyouhouki.pdf

◆証明方法など、改定点の詳細については、〈http://www.ecomark.jp/econews.html#no76_2〉をご覧下さい。

委員会報告

エコマーク運営委員会（第21回）

第21回エコマーク運営委員会が2008年9月18日に開催されました。審議内容は以下のとおりです。

〈審議事項〉

（1）環境偽装問題等に係るエコマークの対応および再発防止について

［資料］エコマーク不正使用に対する制度・運用の強化策について（概要版）

［資料］エコマーク不正使用に対する制度・運用の強化策について

［資料］古紙偽装問題等に係るエコマーク事務局の対応状況について（7）

［資料］環境偽装再発防止策に関するアンケートについて

［資料］エコマーク商品の認定審査における証明書類の照会確認の強化に関して（参考資料）

〈報告事項〉

（2）平成19年度エコマーク事業収支決算報告

［資料］平成19年度エコマーク事業収支決算報告

（3）平成20年度エコマーク事業の進捗状況について（報告）

［資料］平成20年度エコマーク事業進捗状況について（報告）

＊［資料］と表記があるものに関しては、エコマーク事務局ホームページ〈http://www.ecomark.jp/〉よりダウンロードし、ご覧いただけます。

エコマーク類型・基準制定委員会（第54回）

第54回エコマーク類型・基準制定委員会が、2008年8月21日に開催されました。審議内容は以下のとおりです。

〈審議・報告事項〉

（1）認定基準案の公表について審議が行われ、承認されました。（P.2参照）

（2）2008年度に取り組む新規商品類型の選定について審議が行われ、承認されました。（P.4参照）

（3）認定基準の軽微な改定について審議が行われ、承認されました。（P.3参照）

（4）エコマーク不正使用に対する制度・運用の強化策について（案）の報告が行われました。

（5）新規商品類型の提案募集、ならびに有効期限を迎える商品類型の見直しに関する意見募集について報告が行われました。（P.5参照）

お知らせ

2008年度に取り組む新規商品類型の選定結果について

昨年11月1日～11月30日に行った新規商品類型提案の募集に寄せられた40件の提案（内訳：一般からの提案29件、事務局からの提案11件）について、第54回エコマーク類型・基準制定委員会で審議した結果、2008年度に検討を行う新規商品類型を以下のとおり選定しましたので、お知らせします。

商品類型名：「住宅」（仮称）

※選定理由、今後のスケジュールなどについては、〈http://www.ecomark.jp/econews.html〉をご覧ください。

新規商品類型の提案、認定基準の見直しに関する意見募集について

エコマーク事務局では、新規商品類型に対する意見や、まもなく有効期限を迎える認定基準の見直しの必要性等に関し、2008年10月1日から次ページの案件について募集を行います（意見募集の対象者には制限を設けておりません）。皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、各募集案件の詳細については、エコマーク事務局ホームページをご覧ください。

エコマーク新規商品類型（新たにエコマークの対象とする製品またはサービス分野）の提案の募集

エコマークでは、2009年度に検討を行う新たな商品類型（新たにエコマークの対象とする製品またはサービス分野。以下、新規商品類型）に関する提案を以下のとおり幅広く募集します。

1. 募集期間

2008年10月1日（水）～10月31日（金）

2. 募集内容

エコマークの新規商品類型として相応しい製品またはサービス分野の提案を募集します。なお、新規商品類型の選定の方針は次のとおりです。

【選定の方針】

(1) エコマークとして認定基準を設定することで、社会に大きな影響を与えることができる

(2) エコマーク商品を選択・利用することにより、環境への負荷を大幅に低減できる

(3) 認定基準の制定により、より多くの事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できる

(4) エコマーク商品を普及することにより、より多くの消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できる

「新規商品類型」選定のスケジュール（予定）

2008年10月1日～2008年10月31日	消費者、事業者、または第三者から提案を受け付け
2008年11月～2009年1月	提案内容についての情報収集や必要に応じて提案者へのヒアリング等を実施
2009年2月下旬～3月上旬	エコマーク類型・基準制定委員会にて選定 「新規商品類型名」および選定理由の概要を公表

◇応募提案方法等の詳細はホームページ〈http://www.ecomark.jp/boshu_1.pdf〉をご覧ください。

まもなく有効期限を迎える商品類型（認定基準）の見直しに関する意見募集

エコマークでは、現行の商品類型のうち2012年2月までに有効期限を迎える8つの認定基準（下表）について、その見直しに関する意見を幅広く募集します。募集要項等は以下のとおりです。

1. 募集期間

2008年10月1日（水）～10月31日（金）

2. 募集内容

下記の商品類型（認定基準）について、見直しの必要性や効果を精査し、①全面見直し、②有効期限の延長、③商品類型の廃止、のうちどのような見直しを行うべきか、その理由等も含めて意見を募集します。

今回意見募集を行う見直し対象の商品類型と見直し方針（案）

類型番号	商品類型名	見直し方針（案）	類型番号	商品類型名	見直し方針（案）
109	タイル・ブロック Version2	有効期限延長	115	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2	有効期限延長
110	生分解性潤滑油 Version2	有効期限延長	119	パーソナルコンピュータ Version2	有効期限延長
112	文具・事務用品 Version1	全面的な見直し	130	家具 Version1	全面的な見直し
114	紙製の包装用材 Version2	有効期限延長	136	リユース製品 Version1	有効期限延長

「見直し」概要公表までのスケジュール（予定）

2008年10月1日～2008年10月31日	使用契約者をはじめ、消費者、事業者、または第三者から提案を受付
2008年11月～2009年1月	提案内容についての情報収集と見直し方針を検討
2009年2月下旬～3月上旬	エコマーク類型・基準制定委員会にて見直し方針決定 当該商品類型名および見直し概要を公表

◇応募提案方法等の詳細はホームページ〈http://www.ecomark.jp/boshu_2.pdf〉をご覧ください。

〈上記の2案件に関する問合せ先〉エコマーク事務局 基準・認証課（TEL：03-5114-1253）

商品類型まめ知識

エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1」～分類 A. 革製かばん～

“かばん”は、通勤、通学、買い物といった日常生活から、ファッション、レジャー、旅行まで、幅広く用いられる非常に身近な製品です。エコマーク商品類型「かばん・スーツケースVersion1」は、旧商品類型No.101「使用後回収・リサイクルされるスーツケース」の見直しを機に、No.104「家庭用繊維製品 Version2」で対象としてきた布製ショッピングバッグ等を統合し、かばん独自の視点を取り入れた新たな商品類型として、昨年８月に誕生しました。

本商品類型は、かばんの素材や用途によって６つの分類で構成されており、今回はこの中から「A. 革製かばん」について紹介します。

革は様々な製品の材料に使用されており、消費者にとって非常に身近な素材です。「かばん・スーツケースVersion1」では、エコマーク商品類型として初めて革に関する認定基準が設定されました。

環境に配慮した革“エコレザー”とは、革から発する臭気やホルムアルデヒド、重金属の溶出など一定の材料基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料をいいます。すでに海外ではドイツやEUなどで基準が設けられており、わが国でも一昨年に、環境に配慮した革の基準として革用環境ラベル基準（JSG 基準値）が設定されました。

エコマークの認定基準では、このJSG 基準値をベースとして、エコマークとして配慮すべき独自の基準項目を付加しています。具体的には、一般に食用に供されることが多く、野生動物の占める割合が相対的に低い種である牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ肉（食料）の副産物に限定しています。畜産における食肉の副産物として必ず発生するものを原料として使用することは、資源の有効利用につながります。このため、原皮を採ることだけを目的とした動物から生産された皮は、対象外としています。

以上の革材料としての基準に加えて、かばん＝製品としての評価基準を設定しています。

◆「かばん・スーツケースVersion1」―「A. 革製かばん」認定基準の概要

- 牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であり、肉（食料）の副産物である
- カビ・魚・石油・芳香剤などの異常臭がない
- ホルムアルデヒドの含有
- 重金属の溶出
- ペンタクロロフェノール（PCP）の溶出
- 特定のアゾ系染料、発癌性染料の不使用
- 染色堅ろう度
- 環境法規等の順守
- ハロゲン系元素の不使用
- 修理体制の整備、付属品の交換システムがある
- 革の取扱、金属アレルギーに関する情報提供

※基準の詳細は、エコマーク事務局ホームページ〈http://www.ecomark.jp/criteria/101/101a_a-v1.pdf〉をご覧下さい。

“エコレザー”はエコマークの他の商品分野にも広がりを見せています。本年８月 25 日には、かばんに続き革を取り上げた新商品類型「靴・履物」の認定基準案を公開しました。このほか、家具や衣服、日用品といった分野についても、商品類型の全面見直しの機会に、革に関する基準の導入を検討していく予定です。

かばんや靴をはじめ、消費者に身近な多くの製品分野で革のエコマーク認定商品が増えていくことで、“エコレザー”という新しい概念が社会に広がっていくことが期待されます。

〈エコマークの認定取得を検討されている方へ〉

「かばん・スーツケースVersion1」―「A. 革製かばん」では、かばん類だけでなく、「日本標準商品分類」に基づく小物入れ（札入れ、がまロ、名刺入れ、定期入れなど）など革製小物も幅広く対象としています。

エコマークの認定取得をご検討される際には、基準・認証課までお気軽にお問い合わせ下さい。

エコマーク表示例

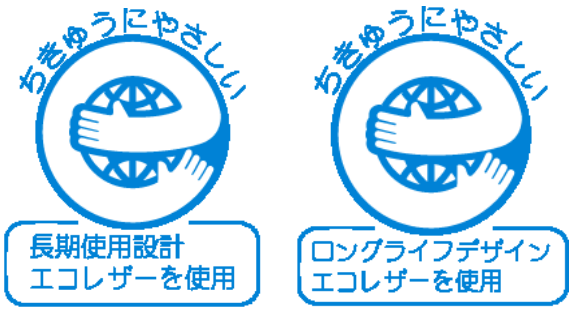

新 認定商品のご紹介

大手百貨店がエコマーク認定の「革製かばん」の販売を開始
――担当者インタビュー：(株)伊勢丹

昨年８月に制定されたエコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1」の中の「分類A. 革製かばん」において、このほど、(株)伊勢丹が取り扱う革製小物、革製ブリーフケース計30が認定を受けました（認定番号08 101 015～017）。

製品開発の経緯や環境に配慮した商品の普及に向けた視点などについて、(株)伊勢丹 MD統括部 紳士第一営業部 メンズアクセサリー バイヤーの伊藤邦彦氏にお話を伺いました。（以下、敬称略）

●環境に配慮した商品の利用促進を重視

――環境に配慮した商品の取り扱いに関しては、どのような方針で取り組んでおられますか。

伊藤　当社では、お客様の視点に立ち質の高さを重視した独自の商品ブランド「オンリー・アイ」の基準の中に、「環境商品基準」を設けています。具体的には、①3R（リデュース、リユース、リサイクル）にあてはまること、②科学的根拠があること、③環境への配慮のポイントがお客様にわかりやすいことの３つの基準を設定し、製品の開発、販売を進めています。

――今回のエコマーク認定商品に関し、製品開発や認定取得の経緯、背景についてお話しいただけますか。

伊藤　環境に対する社会全体の認識が高まる中で、革製品に関しても環境に配慮した商品を提供できないか検討を進めてきました。そして、エコマークの認定を取得することにより、環境に配慮した革製品に対するお客様の認識を高めるとともに、関連業界における取り組み推進にもつなげられるのではないかと考え、認定を申請することになりました。

(株)伊勢丹のエコマーク認定革製ブリーフケース

店頭のPOP表示

――製品の開発にあたって苦労された点はありますでしょうか。

伊藤邦彦氏

伊藤　環境に配慮した加工方法を導入した場合、商品の特性に応じた色や風合いを出すことが難しくなる面があり、メーカーの皆さんの協力を得ながら工夫を重ねてきました。

また、より多くのお客様にご利用いただきたいという考えから、価格を従来の同種商品と同水準に設定したため、開発コストをいかに吸収するかという点でも様々な検討を行いました。

●プラス・アルファの要素として環境を位置づける

――商品の販売面ではどのような点に配慮されていますか。

伊藤　店頭では“エコレザー”やエコマーク認定に関する表示を行っています。ただし、環境の側面を前面に出すのではなく、まず商品の品質や質感などをアピールし、環境はあくまでもプラス・アルファの要素として位置づけています。お客様には、エコマークの認定を受けているということで、商品に対する満足度をさらに高めていただければと考えています。

――消費者の反応や今後の展開については、どのように考えていらっしゃいますか。

伊藤　「オンリー・アイ 秋のキャンペーン」（9月10日～22日）で販売を開始しましたが、予想を上回る反響で、アイテムの中には欠品が生じているものもあります。お客様の中で環境配慮の視点から商品を購入された方の割合がどの程度であるかは把握できていませんが、今回の取り組みを第一歩として、今後も品揃えを充実させていきたいと考えています。

――本日はどうもありがとうございました。

トピックス

環境偽装再発防止対策に関するアンケート結果について

1. 調査概要

○調査の目的：環境偽装における再発防止対策として、現在検討中であるエコマーク制度・運営の強化策について意見をうかがい、適確に反映する。
○調査期間：2008年6月10日～6月30日
○調査対象者：認定企業および消費者、ホームページ来訪者
○回収件数：52件
○調査内容：ホームページによるアンケート調査
○募集（周知）方法：メールマガジン、事務局ホームページにて呼びかけ

2. 調査結果

〈エコマーク商品の認定審査について〉

Q1. エコマーク商品認定審査は、現在、申込者から提出された各種証明書の書類を中心に基準適合を審査しています。今後はこれらの証明書について、必要に応じ記載内容の充実強化や第三者機関による証明書への見直しなどの証明方法の変更を行い、信頼性をより強固なものにすることを検討中ですが、どのように考えますか？

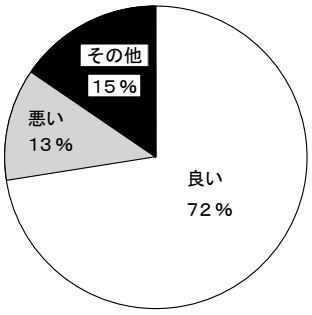

【主なコメント】

項　目	件数
認定審査について、手続きの煩雑さを考慮してほしいなど	19
費用負担について、考慮してほしいなど	7
認定基準について、厳しくするなど	5
現行のままで良い	1
その他（信頼性と信用性は違うなど）	6

Q2. 商品認定審査にあたり、上記の書面審査を補完するため、必要に応じて商品サンプルの提出や追加情報の提出をお願いしたり現地確認を行うなど、基準の適合に関する確認調査を強化することも検討中ですが、どのように考えますか？

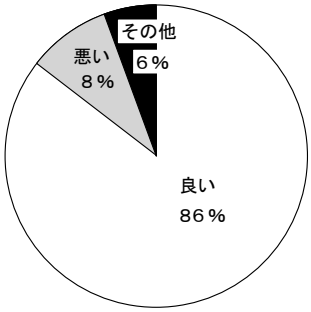

【主なコメント】

項　目	件数
確認調査の実施について支持する	21
費用や業務の煩雑さ	4
現行のままで良い	1
その他（調査手段よりも結果がわかる根拠を示すなど）	6

〈エコマーク認定後の対策について〉

Q3. エコマーク認定後のフォローアップとして、現在、違反のおそれのある場合に現地監査等を行っています。今後は、認定商品を市場で購入しての商品テストや定期的な現地確認調査など、基準維持に係る監視（サーベイランス）を検討中ですが、どのように考えますか？

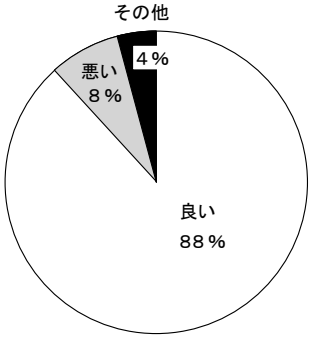

【主なコメント】

項　目	件数
認定後のサーベイランス実施について支持する	26
ペナルティの変化	1
その他（少しやりすぎなど）	5

エコマークニュース 第76号　2008年10月15日発行
編集・発行／財団法人 日本環境協会　エコマーク事務局
〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-9 ダヴィンチ神谷町2F
TEL：基準・認証課　03-5114-1253　FAX：03-5114-1257（各課共通）
総務・契約監査課　03-5114-1255
普及・国際協力課　03-5114-1255
Homepage：http://www.ecomark.jp　E-mail：ecomark@japan.email.ne.jp
エコマークは（財）日本環境協会の登録商標です。